

中国税務速報

2023年6月16日

1. 小規模納税者増値税政策に対する即時回答第2弾

1. 質問：月次報告する増値税小規模納税者として、企業の月間売上は10万元程度であり、2023年5月、顧客に発票を発行する際、当月の売上合計が10万元を超えるかどうか確認できないため、今年導入された小規模納税者向けの優遇政策を受けるにあたり、どのように発票を発行すればよいのでしょうか。

回答：『財政部 税務総局の増値税小規模納税者の増値税減免政策の明確化に関する公告』（2023年第1号）では、2023年1月1日から2023年12月31日まで、月間売上が10万元以下（10万元を含む）の増値税小規模納税者に対しては、増値税が免除されると規定しています。増値税小規模納税者に対して、3%徴収率の課税売上高について1%徴収率に減免いたします。月間売上が10万元を超えるかどうか判断できない場合、3%徴収率の課税売上高をとりあえず1%徴収率で増値税普通発票を発行する必要があり、確定申告の際、月間売上が10万元以下の場合、確定申告時に免税申告を行い、10万元を超える場合、確定申告時に1%の徴収率で増値税申告を行います。

2. 質問：月次報告する増値税小規模納税者として、企業が2023年5月に顧客に発票を発行した際、慣習的に3%徴収率の増値税普通発票を発行しました。実際の月間売上が10万元を超えない場合、優遇政策を受けることができますか。

回答：『財政部 税務総局の増値税小規模納税者の増値税減免政策の明確化に関する公告』（2023年第1号）では、2023年1月1日から2023年12月31日まで、月間売上が10万元以下の増値税小規模納税者に対して、増値税が免除されると規定しています。月間売上が10万元以下の企業は、確定申告時に直接免税申告を行い、増値税免税政策を受けることができます。

3. 質問：月次報告する増値税小規模納税者のうち、飲食会社が、新たな政策に詳しくないため、2023年5月25日に顧客に2万元の3%徴収率の増値税普通発票を発行しました。5月、実際の月間売上は15万元であったため、すべて3%徴収率の売上となります。会社の顧客は個人であるため、発行した発票を回収できません。会社は3%徴収率の課税売上について1%徴収率の減免政策を受けることができますか。

回答：『財政部 税務総局の増値税小規模納税者の増値税減免政策の明確化に関する公告』（2023年第1号）では、2023年1月1日から2023年12月31日まで、増値税小規模納税者に対して、3%徴収率の課税売上を1%徴収率で増値税を徴収すると規定しています。会社は3%徴収率の売上15万元の場合、確定申告時に直接減税申告を行い、3%徴収率の課税売上について1%徴収率の減免政策を受けることができます。企業の税負担を軽減するために、すでに発行した3%徴収率の増値税普通発票を無効にしたり交換したりする必要はありません。しかし、『中華人民共和国発票管理方法』などの関連規定に従い、納税者は正直に発票を発行する必要があります。『国家税務総局の増値税小規模納税者増値税減免政策の関連管理事項に関する公告』（2023年第1号）の第5条では、課税売上を取得し、1%徴収率の減免政策を受けることができる小規模納税者は、1%徴収率で増値税発票を発行すると規定しています。したがって、今後、企業が3%徴収率の課税売上について1%徴収率の減免政策を受ける場合、増値税発票を発行する際、1%徴収率で発行する必要があります。

4. 質問：会社はバイクを小売する増値税小規模納税者であり、月間売上が10万元程度で、2023年5月に顧客に発票を発行した際、当月は月間売上10万元以下の免税政策を受けることができるかどうか確認できなかったため、今年発行された小規模納税者向けの優遇政策を受けるためには、自動車販売用の統一発票をどのように発行すればよいですか。

回答：『財政部 税務総局の増値税小規模納税者の増値税減免政策の明確化に関する公告』（2023年第1号）では、2023年1月1日から2023年12月31日まで、月間売上10万元以下の増値税小

規模納税者に対して、増値税が免除されると規定しています。増値税小規模納税者は、3%徴収率の課税売上について1%徴収率の減免政策を受けることができます。企業は、月半ばに発票を発行する際、売上が10万円を超えるかどうか、免税の対象となるかどうか不明のため、とりあえず1%徴収率で自動車販売の統一発票を発行する必要があります。確定申告の際、月間売上が10万円を超えない場合は、免税申告を行い、月次売上が10万円を超える場合は、1%の徴収率で増値税申告を行うことができます。

5. 質問：会社はバイクを小売する増値税小規模納税者であり、2023年5月の売上が9万円で、顧客に発票を発行した際、当月の売上が10万円を超えるかどうか確認できなかつたため、1%徴収率で自動車販売の統一発票を発行しました。会社は月次売上10万円以下の免税政策を受けられますか。個別の顧客が増値税一般納税者であれば、仕入税額を相殺控除することができますか。

回答：『財政部 税務総局の増値税小規模納税者の増値税減免政策の明確化に関する公告』（2023年第1号）では、2023年1月1日から2023年12月31日まで、月間売上10万円以下の増値税小規模納税者に対して、増値税が免除されると規定しています。月間売上が10万円を超えない企業は、確定申告時に直接免税申告を行い、増値税免税政策を受けることができます。顧客が一般納税者であれば、企業が発行した1%徴収率の自動車販売統一発票により、対応する仕入税額を相殺控除することができます。

6. 質問：会社はバイクを小売する増値税小規模納税者であり、2023年5月の売上は20万円で、すべて顧客に3%徴収率の自動車販売統一発票を発行しました。会社は3%徴収率の課税売上について1%徴収率の減免政策を受けることができますか。個別の顧客が増値税一般納税者であれば、仕入税額を相殺控除することができますか。

回答：『財政部 税務総局の増値税小規模納税者の増値税減免政策の明確化に関する公告』（2023年第1号）では、2023年1月1日から2023年12月31日まで、増値税小規模納税者に対して、3%徴収率の課税売上について1%徴収率で増値税を徴収すると規定しています。しかし、企業が発行した3%徴収率の自動車販売統一発票は、対応する仕入税額を相殺控除する機能があるため、顧客が一般納税者であれば、企業が発行した3%徴収率の自動車販売用統一発票により、対応する仕入税額を相殺控除できます。したがって、企業は減税政策を受けるために、3%徴収率の自動車販売用の発票を回収し、自動車販売用の1%徴収率の発票を再発行する必要があります。回収できない場合は、3%の徴収率で増値税を計算し納付する必要があります。今後、企業が3%徴収率の課税売上について1%徴収率の減免政策を受ける場合には、自動車販売統一発票を発行する際、1%徴収率で発行する必要があります。

7. 質問：会社はバイクを小売する増値税小規模納税者であり、2023年5月の売上は9万円で、すべて顧客に3%徴収率の自動車販売統一発票を発行しました。会社は増値税免税政策を受けられますか。個別の顧客が増値税一般納税者であれば、仕入税額を相殺控除することができますか。

回答：『財政部 税務総局の増値税小規模納税者の増値税減免政策の明確化に関する公告』（2023年第1号）では、2023年1月1日から2023年12月31日まで、月間売上が10万円以下の増値税小規模納税者に対しては、増値税が免除されると規定しています。上記規定によれば、企業は増値税免税政策を受けることができます。しかし、企業が発行した3%徴収率の自動車販売用統一発票は相殺控除する機能があるため、顧客が一般納税者であれば、企業が発行した3%徴収率の自動車販売用統一発票により、対応する仕入税額を相殺控除できます。したがって、企業は減税政策を受けるために、3%徴収率の自動車販売統一発票を回収し、免税の自動車販売統一発票を再発行する必要があります。回収できない場合は、3%の徴収率で増値税を計算し納付する必要があります。

今後、企業は当月の売上が10万円を超えるかどうか確認できない場合、とりあえず1%の徴収率で自動車販売統一発票を発行することができます。確定申告の際、月次売上が10万円を超えない場合は免税申告を行い、月次売上が10万円を超える場合は、1%の徴収率で増値税申告を行うことができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810356/n3010387/c5204699/content.html>